

○国土交通省令第 号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を
実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正
する。

第三条第二項本文中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「一・〇八を乗じて得た」を「、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

占 用 料

								占有物件	
共架電線その他	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	単位	
								年つき一本に	
一五〇	○ 三、四〇	○ 二、四〇	○ 一、五〇	○ 三、五〇	○ 二、六〇	○ 一、七〇	第一級地	所在地	
六五	○ 一、四〇	○ 一、〇〇	六五〇	○ 一、五〇	○ 一、一〇	七三〇	第二級地		
四六	○ 一、〇〇	七三〇	四六〇	○ 一、一〇	七九〇	五一〇	第三級地		
三八	八三〇	六一〇	三八〇	八八〇	六五〇	四二〇	第四級地		
三四	七四〇	五四〇	三四〇	七八〇	五八〇	三八〇	第五級地		

法第三十二
条第一項第
一号に掲げ
る工作物

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	上空に設ける線類
一個につき	平方メートルにつき一年	一個につき一年	メートルにつき一年	長さメートル
三、一〇〇	九二〇	一、五〇〇	九	一五
一、三〇〇	三九〇	六四〇	四	七
九一〇	二七〇	四五〇	三	五
七六〇	二三〇	三七〇	二	四
六八〇	二〇〇	三三〇	二	三

メートル未満の 外径が〇・〇七	その他のもの					広告塔					郵便差出箱及び 信書便差出箱		
	年	つき	トル	方メ	積一平	占用面	年	つき	トル	方メ	積一平	表示面	年
六四			〇	三、 一〇				〇	二五、 〇			〇	一、 三〇
二七			〇	一、 三〇				〇	四、 三〇				五五〇
一九				九 一〇				〇	一、 九〇				三八〇
一六				七 六〇					九 六〇				三二〇
一四				六 八〇					六 七〇				二八〇

法第三十二
 条第一項第
 二号に掲げ
 る物件

三メートル未満	一メートル以上〇・ メートル以上〇・ 二メートル以上〇 ・二メートル未 満のもの	外径が〇・一五 メートル以上〇 ・二メートル未 満のもの	外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 満のもの	外径が〇・一メ ートル以上〇・ 一五メートル未 満のもの	外径が〇・〇七 メートル以上〇 ・一メートル未 満のもの	もの
---------	--	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	----

長さ一
 メートル

二八〇	一八〇	一四〇	九二	
一二〇	七八	五九	三九	
八二	五五	四一	二七	
六八	四五	三四	二三	
六一	四一	三〇	二〇	

			る施設 五号に掲げ 条第一項第 法第三十二			び第四号に掲げる施設		
その他のもの	路 地下に設ける通	路 上空に設ける通	地下室及び地			地下街		
			の もの	三 以上	階 数が	の もの	二 のも	階 数が

年 つき一
トルに
方メー
積一平
占用面

○ 三、一〇	○ 七、六〇	○ 一三、〇	Aに○・〇一を乗じて得た額	Aに○・〇〇八を乗じて得た額	Aに○・〇〇五を乗じて得た額	○
○ 一、三〇	○ 一、三〇	○ 二、一〇				○
九一〇	五六〇	九三〇				九一〇
七六〇	二九〇	四八〇				七六〇
六八〇	二〇〇	三三〇				六八〇

		法第三十二 条第一項第 六号に掲げ る施設	
		祭礼、縁日その 他の催しに際し 、一時的に設け るもの	その他のもの
一時的 に設け			
表示面 積一平 方メー トルに	表示面 積一平 方メー トルに	日 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	日 つき一 トルに 方メー 積一平 占用面
〇 二、 五〇	〇 二、 五〇		二五〇
四三〇	四三〇		四三
一九〇	一九〇		一九
九六	九六		一〇
六七	六七		七

祭礼、縁日その他の催し、際し、	標識	看板（アーチであるものを除く。）	
		その他	るもの
一本につき	年 一本につき	年 方メートルに	月 表示面積一平
二五〇	〇 二、四〇	〇 二五、〇	
四三	〇 一、〇〇	〇 四、三〇	
一九	七三〇	〇 一、九〇	
一〇	六一〇	九六〇	
七	五四〇	六七〇	

令第七条第
一号に掲げ
る物件

幕（令 第七条 第四号 に掲げ る工事 用施設 である		旗ざお		
祭礼、 縁日そ 他のの 催しに 際し、 一時的 に設け るもの	その他 のもの	一時的 に設け るもの	一時的	日
その面	月	一本に つき一	日	
	○	二、五〇		
		四三〇		
		一九〇		
		九六		
		六七		

令第七條第三号に掲げる施設	物 令第七條第二号に掲げる工作	アーチ			～ 除く。もの	
		車道を	横断するもの	その他	もの	その他
年	つき一 トルに 方メー 積一平 占用面	月	つき一 一基に	月	つき一 トルに 方メー 積一平	
Aに○・○三三を乗じて得た額	○ 三、一〇	○ 一三、〇	○ 二五、〇	○ 二、五〇		
	○ 一、三〇	○ 二、一〇	○ 四、三〇	四三〇		
	九一〇	九三〇	○ 一、九〇	一九〇		
	七六〇	四八〇	九六〇	九六		
	六八〇	三三〇	六七〇	六七		

令第七條第八号に掲げる施設	令第七條第四号に掲げる工事用施設及び同條第五号に掲げる工事用材料	令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同條第七号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	地下（階数が一のもの）	占用面積	積一平方メートルにつき一月
						二、五〇	〇
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	三二〇	四三〇			
		Aに〇・〇一四を乗じて得た額	一三〇	一九〇			
		Aに〇・〇一六を乗じて得た額	九一	九六			
		Aに〇・〇一九を乗じて得た額	七六	六七			
		Aに〇・〇二三を乗じて得た額	六八				

令第七條第九号に掲げる施設					
その他のもの	建築物	その他のもの	の地下を除く		トンネルの上
			の	階数が二のもの	階数が
		もの		階数が三以上	もの

占用面積
積一平
方メートル
に

た額	乗じて得	〇〇八を	Aに〇・	た額	乗じて得	〇一一を	Aに〇・	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
額	じて得た	〇一を乗	Aに〇・	た額	乗じて得	〇一四を	Aに〇・			
た額	乗じて得	〇一二を	Aに〇・	た額	乗じて得	〇一六を	Aに〇・			
た額	乗じて得	〇一三を	Aに〇・	た額	乗じて得	〇一九を	Aに〇・			
た額	乗じて得	〇一六を	Aに〇・	た額	乗じて得	〇二三を	Aに〇・			

具	令第七条第十二号に掲げる器	設建築物	令第七条第十一号に掲げる応急仮	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物
					トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの

年 つき 一

Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一	乗じて得た額																		
			Aに〇・〇一	乗じて得た額																		
			Aに〇・〇一	乗じて得た額																		
			Aに〇・〇一	乗じて得た額																		
			Aに〇・〇一	乗じて得た額																		

令第七条第
十三号に掲
げる施設

<p>道若しくは自動 車専用道路（高 架のものに限る 。の路面下に 設けるもの 上空に設けるも の</p>	<p>その他のもの</p>	<p>Aに〇・ 〇一一を 乗じて得 た額</p>	<p>Aに〇・ 〇一四を 乗じて得 た額</p>	<p>Aに〇・ 〇一六を 乗じて得 た額</p>	<p>Aに〇・ 〇一九を 乗じて得 た額</p>	<p>Aに〇・ 〇二三を 乗じて得 た額</p>
<p>Aに〇・〇二三を乗じて得た額</p>		<p>Aに〇・〇三三を乗じて得た額</p>				

附 則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。